

雇用保険法施行規則の一部を 改正する省令案要綱

厚生労働省発職1021第3号

令和元年10月21日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用調整助成金制度について、令和元年台風第十九号に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対して、令和元年十月十二日から起算して六月が経過する日までの間、次の特例措置を講じるものとする。

(一) 過去三年以内に休業等に係る雇用調整助成金の支給を受けたことがある場合について、当該雇用調整助成金の支給に係る日数を休業等に係る雇用調整助成金の支給を受けようとする場合の受給可能日数から減じないこと。

(二) 本特例措置の対象として雇用調整助成金が支給された休業等の日数は、後に別途受給する場合の雇用調整助成金に係る受給可能日数から減じることとされている過去の受給日数には含めないこと。

(三) 継続して雇用された期間が六箇月未満の雇用保険の被保険者の休業等について、助成対象とすること。
(四) 過去に受給した雇用調整助成金の支給対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を経過していない場合について、助成対象とすること。

(五) 令和元年台風第十九号に際し岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、

東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県又は静岡県の区域内に所在する事業所における休業に係る助成率を二分の一から三分の二（中小企業事業主にあつては、三分の二から五分の四）に引き上げること。

(六) 令和元年台風第十九号に際し岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県又は静岡県内の区域内に所在する事業所における休業等に係る雇用調整助成金の支給上限日数を百日から三百日に引き上げること。

第二 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の雇用保険法施行規則の規定は、令和元年十月十二日以降に開始した同令第百二条の三第一項第二号イに規定する休業等について適用するものとする。